

公立大学法人青森公立大学大学院特待奨学生に関する規程

平成24年4月1日

規程第5号

改正 平成25年 6月規程第 3号

改正 平成27年 3月規程第15号

改正 令和 5年 7月規程第10号

(趣旨)

第1条 この規程は、公立大学法人青森公立大学授業料等規程施行細則（平成21年規程第5号）第7条の規定に基づき、青森公立大学大学院（以下「大学院」という。）の特待奨学生に関し、必要な事項を定めるものとする。

(特待奨学生の種類及び資格)

第2条 特待奨学生の種類及び資格は、次のとおりとする。

- (1) 社会人特待奨学生 大学院の博士前期課程において社会人選考選抜及び社会人推薦選抜を経て入学を許可された者又は博士後期課程において社会人特別選抜を経て入学を許可された者のうち、入学の年の4月1日現在において、青森市、平内町、外ヶ浜町、今別町又は蓬田村（以下、「青森市等」という。）に所在する企業又は団体に勤務する者並びに青森市等以外の青森県内に所在する企業又は団体に勤務する者で、学業成績が特に優れ、かつ人物優秀であると認められるもの
- (2) 学内進学特待奨学生 大学院の博士前期課程において学内推薦選抜を経て入学を許可された者で、学業成績が特に優れ、かつ、人物優秀であると認められるもの

(免除される授業料)

第3条 社会人特待奨学生として決定された者については、博士前期課程又は博士後期課程の標準修業年限の期間の授業料を次のとおり免除する。

- (1) 青森市等に所在する企業又は団体に勤務する者 授業料半額免除
- (2) 青森市等以外の青森県内に所在する企業又は団体に勤務する者 授業料3割免除

2 学内進学特待生として決定された者については、博士前期課程の標準修業年限の期間の授業料を半額免除する。

(特待奨学生の申請)

第4条 特待奨学生を希望する者は、社会人特待奨学生にあつては入学後速やかに、学内進学特待奨学生にあつては学内推薦選抜出願時に所定の書類を添えて理事長に申請しなければならない。

(選考)

第5条 特待奨学生候補者を選考するため、青森公立大学研究科教授会（以下「教授会」という。）に特待奨学生選考委員会を設置する。

2 特待奨学生選考委員会は、研究科長がその都度指名する教員をもって構成する。
(特待奨学生の内申)

第6条 学長は、教授会の意見を徴した上で選考した特待奨学生候補者について、理事長に内申するものとする。

(特待奨学生の決定通知)

第7条 理事長は、学長の申出により特待奨学生を決定したときは、申請者に通知するものとする。

(特待奨学生の既納授業料の還付)

第8条 特待奨学生の決定前において、特待奨学生として認められる期間に係る授業料について既納の授業料があった場合、当該授業料について減免後の授業料額と既納の授業料額の差額を還付する。

(特待奨学生の継続審査)

第9条 特待奨学生として決定された者について、入学後の各年度末において特待奨学生継続に係る審査を行うものとする。

2 特待奨学生の継続に係る審査は、第5条に規定する特待奨学生選考委員会が行う。

(辞退)

第10条 特待奨学生として決定された者が、これを辞退しようとするときは、速やかに理事長に届け出なければならない。

(取消し)

第11条 理事長は、特待奨学生として決定された者が次の各号のいずれかに該当するときは、特待奨学生の決定を取り消すことができる。

(1) 特待奨学生として入学後の各年度末において実施する特待奨学生継続に係る審査において、特待奨学生としての継続を不可と判断されたとき。

(2) 青森公立大学院学則（平成21年規程第3号）第39条の規定により懲戒されたとき。

(長期履修学生)

第12条 社会人特待奨学生として許可された者については、青森公立大学大学院学則（平成21年規程第3号）第7条に規定する長期履修学生として許可することができる。

(その他)

第13条 この規程に定めるもののほか、特待奨学生に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規程は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成24年度入学に係る特待奨学生について、第4条に規定する特待奨学生を希望する者の申請期限は平成24年4月の指定する日とする。

附 則 (平成25年規程第3号)

この規程は、平成25年7月1日から施行する。

附 則 (平成27年規程第15号)

(施行期日)

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則 (令和5年規程第10号)

(施行期日)

この規程は、令和6年4月1日から施行する。